平成２３年（フ）第３７９号
岡山市中区円山164番地１　204
債務者　大橋　　進
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６６号
東京都小金井市東町４丁目43番15号エムケイジェムズマンション301
債務者　池田　歩実
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９０２号
東京都清瀬市竹丘２丁目９番24―401号
債務者　古屋　徳子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４７号
静岡市清水区松原町８番14―802号
債務者　上田　昌徳
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１号
北海道川上郡標茶町旭１丁目３番20号
債務者　洲崎　雪絵
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
釧路市新富町６番８号
債務者　堂前　郁子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９５号
釧路市文苑４丁目63番16号　エスポワール文苑Ｂ号室
債務者　安田美恵子（旧姓黒滝）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１０４号
千葉県浦安市北栄３丁目29―15―302
債務者　渡部　博之
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２２９号
東京都昭島市緑町５丁目６―４
債務者　阿部　　恵（旧姓菅崎）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２５６号
東京都足立区千住宮元町２―14―101
債務者　久保まり子（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２９７号
東京都江東区大島６丁目３―１―510
債務者　田中カズ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３３４号
東京都葛飾区金町４丁目10―５―206
債務者　翁長二三江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１号
島根県益田市美都町朝倉627番地
債務者　佐々木房枝
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第７８号
青森県五所川原市大字漆川字浅井113番地１
債務者　秋田　　優
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
石川県輪島市横地町３部26番地11　市営横地住宅Ｅ―２号室
債務者　角本　通夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部